

第3期福生市バリアフリー推進計画 (素案)

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	福生市の現状	5
1	人口動態	5
2	高齢者の状況	6
3	障害のある人の状況	8
4	児童の状況	10
5	第2期計画の取り組み状況	11
第3章	計画の基本的考え方	13
1	基本理念	13
2	計画の基本目標	14
第4章	分野別推進計画	15
1	道路	15
2	駅	20
3	市の建築物	22
4	都市公園	27
5	学校教育	28

6	生涯学習	29
7	市民参加	31
8	組織の対応	33

第5章 計画の推進 37

1	行政の役割	37
2	民間事業者の役割	38
3	市民の役割	39
4	計画推進のための環境整備	40
5	計画の進行管理	41

用語解説 43



1 計画策定の背景と趣旨

全国の自治体でバリアフリーの取組、ノーマライゼーション社会づくり、ユニバーサルデザインでのまちづくりが進められています。

都においては、「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定するとともに、東京都福祉のまちづくり条例施行規則に基づく施設整備マニュアルを作成し、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準を定め、東京都全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進しています。

国においては、平成 23 年 3 月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われています。

本市においては、平成 16 年 3 月に『福生市バリアフリー推進計画』、平成 23 年 3 月に『第 2 期福生市バリアフリー推進計画』を策定し、市において誰もが住みやすく、自由に市内を歩いたり移動したりできる安全・安心なまちづくりをめざして計画を推進してきました。

また、超高齢社会を迎え、バリアフリー化された生活環境は市民生活において重要な社会基盤と言えます。安心して子育てができる環境の整備においても、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間づくりが求められています。

さらに、高齢者や障害のある人を取り巻く様々な困難に対処していくためには、物理的なバリアフリー等の整備だけでなく、困っている人がいれば、自然に声をかけ、手を差し伸べることができるようなまちづくり、ひとづくりを、市全体で進めていく必要があります。

『第 2 期福生市バリアフリー推進計画』の計画期間が終了を迎える中、これまでの取組や福生市の現状を踏まえ、新たに計画を改定し、『第 3 期福生市バリアフリー推進計画』を策定することになりました。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格と位置づけ

本計画は、市民、民間事業者及び行政の協働により、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての市民が道路や公園、市の建築物、鉄道の駅舎などの公共施設や市民の多くが利用する民間事業所、店舗等を円滑に利用できるまちをめざすとともに、すべての市民が個性や人権を尊重され、自由に参加することができる社会の実現をめざし、策定します。

『福生市総合計画（第4期）』の分野別計画として策定します。

そのほか、『第5期福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

「バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」との整合・連携を図ります。

(2) バリアフリー関連法等の制定経緯

これまでの主なバリアフリー関連法等の制定経緯は、次のとおりです。

年次	バリアフリー関連法等の制定経緯
昭和23年 (1948)	国連総会において「世界人権宣言」が採択された。宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」旨を確認している。
昭和35年 (1960)	日本では「障害者の雇用の促進等に関する法律」が制定された。
1961	アメリカがバリアフリーデザイン基準を制定。
1968	アメリカがバリアフリー法を制定。
昭和45年 (1970)	日本では「障害者基本法」が制定された。この法律は、障害のある人のための施策に関し基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人のための施策の基本事項を定めている。
1973	アメリカでリハビリテーション法が改正され、連邦政府資金が投入された事業に関して障害のある人が不利となることを禁止した。
1974	国連専門家会議がバリアフリーデザインに関する報告書を作成。
1975	国連総会において「障害者権利宣言」が採択された。宣言は、「障害者が等しく人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会への完全参加と実質的平等が確保されるべき」旨を定めている。
1985	アメリカノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンター創始者ロン・メイス氏がこの頃から「ユニバーサルデザイン」を提唱。
1990	アメリカが障害者法を制定。障害を理由に差別することが禁止された。また、この法律は、建築物も対象とされた。

年次	バリアフリー関連法等の制定経緯
1993	国連総会において「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択された。この規則では、「雇用の分野における法律と規則は障害のある人々を差別してはならず、その雇用に関して障壁を設けてはならない。」としている。
平成6年 (1994)	日本で「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が制定された。
平成7年 (1995)	東京都が「福祉のまちづくり条例」を制定。この条例及び施行規則の制定により、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準が設けられた。
平成12年 (2000)	日本で「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）が制定された。
平成14年 (2002)	日本で「身体障害者補助犬法」が制定された。この法律の制定により、公共施設や事業所、公共交通機関等における補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の使用または同伴が可能となった。
平成18年 (2006)	日本で「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が制定された。
平成23年 (2011)	バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が告示された。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。



第2章

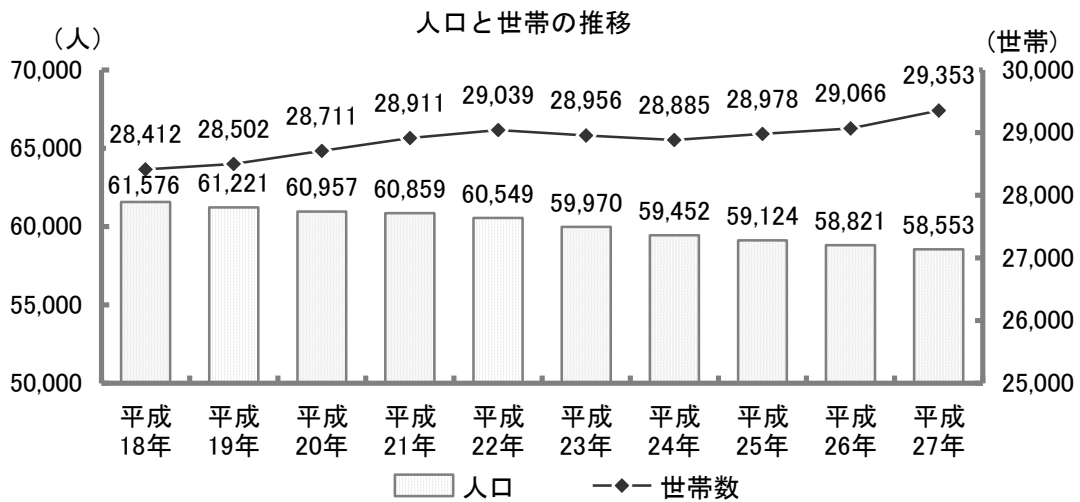
福生市の現状

1 人口動態

(1) 人口と世帯の推移

福生市の住民基本台帳人口の推移をみると、平成18年以降年々減少が続いており、平成27年には58,553人となっています。また、世帯数については、増加傾向にあり、平成27年には29,353世帯となっています。

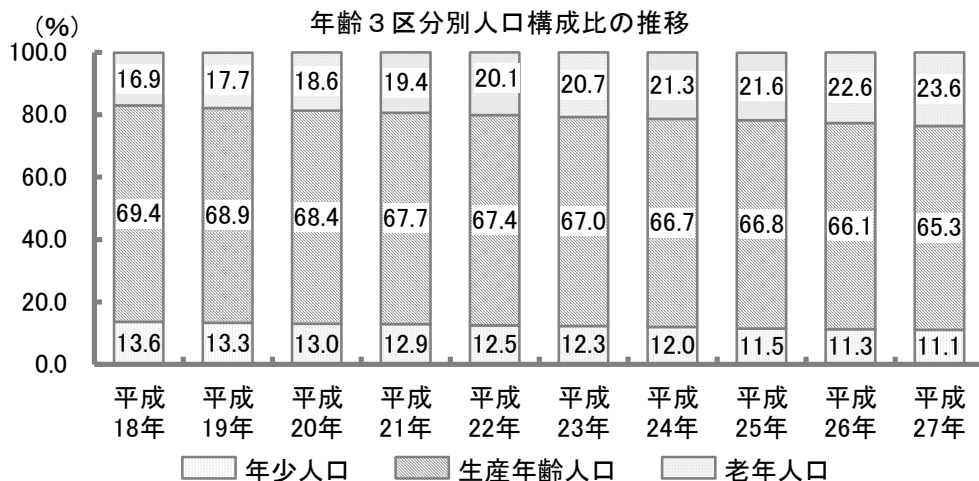
人口が減少し世帯数は増加している結果、1世帯当たりの平均人員数は平成18年の2.2人から27年の2.0人へと減少しています。



資料：福生市資料（各年1月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口の推移をみると、平成18年以降年々少子・高齢化が進み、平成27年には年少人口11.1%、老年人口は23.6%となっています。

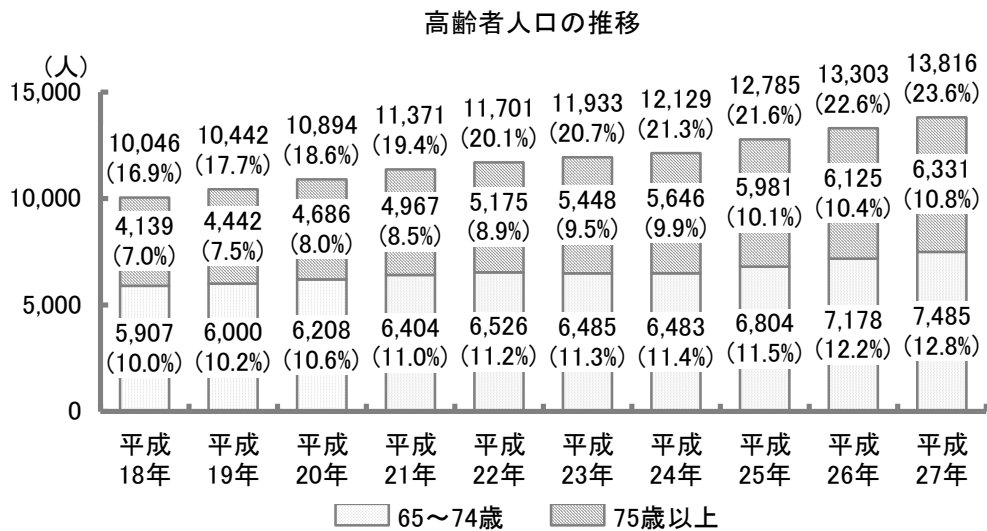


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

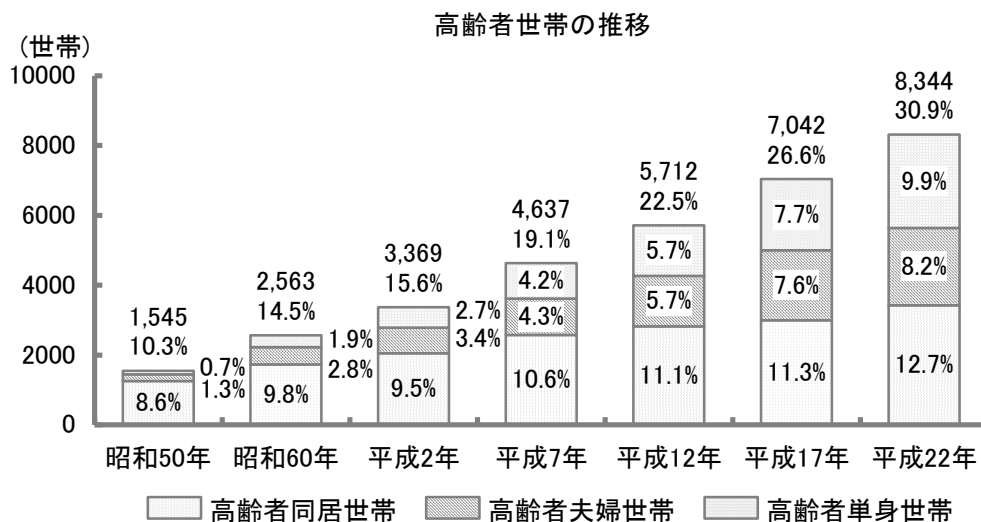
高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、平成 27 年には福生市の総人口の 23.6%、13,816 人となっています。また、その内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）よりも後期高齢者（75 歳以上）の増加の伸びが大きくなっています。



資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(2) 高齢者世帯数の推移

国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、昭和 50 年以降毎年増加し続け、平成 22 年には 8,344 世帯となっています。特に、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の伸びが大きくなっています。

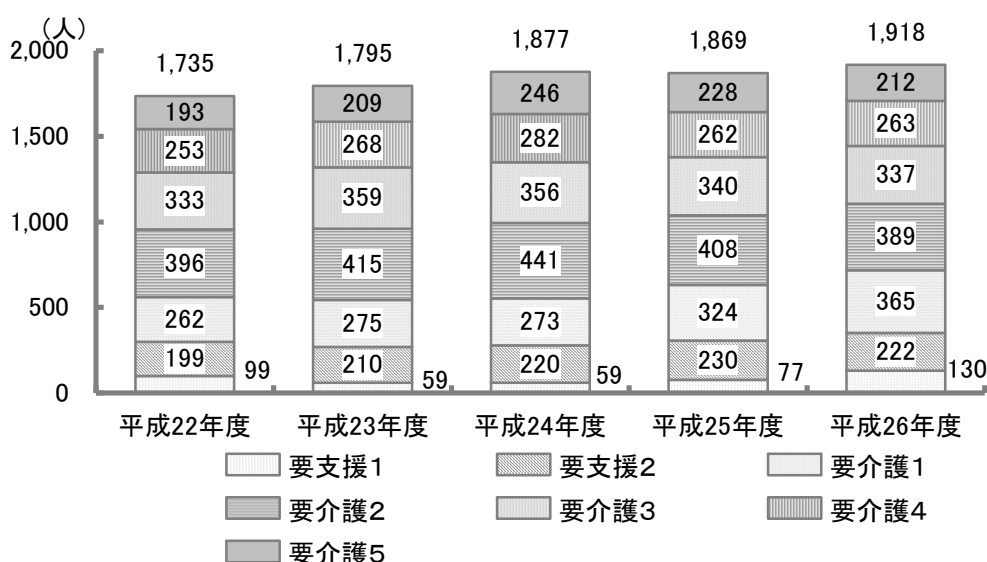


資料：国勢調査

(3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移については、高齢者数の増加に伴い、近年は年々増加傾向にあります。

要介護認定者数の推移

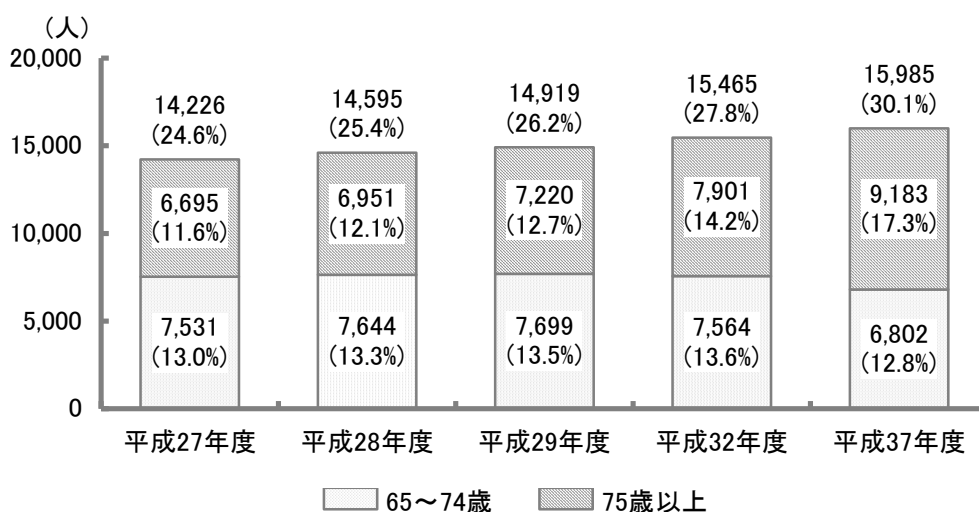


資料：事務報告（各年度）

(4) 高齢者人口の推計

本市の高齢者人口推計は、前期高齢者、後期高齢者ともに増加し、平成37年度の高齢化率は、30%を超えると予測されています。

高齢者人口の推計



資料：福生市介護保険事業計画【第6期】

(3) 知的障害者の状況

平成 26 年度における知的障害者登録者数は、1 度（最重度）が 10 人、2 度（重度）が 81 人、3 度（中度）が 86 人、4 度（軽度）が 171 人、合計で 348 人となっています。

程度別にみた知的障害者（愛の手帳）登録者数

単位：人

1 度(最重度)	2 度(重度)	3 度(中度)	4 度(軽度)	計
10	81	86	171	348

資料：事務報告書（平成 26 年度）

(4) 精神障害者の状況

平成 26 年度における精神障害者保健福祉手帳交付状況は、1 級が 28 件、2 級が 225 件、3 級が 120 件、合計で 373 件となっています。

等級別にみた精神障害者保健福祉手帳交付数

単位：件

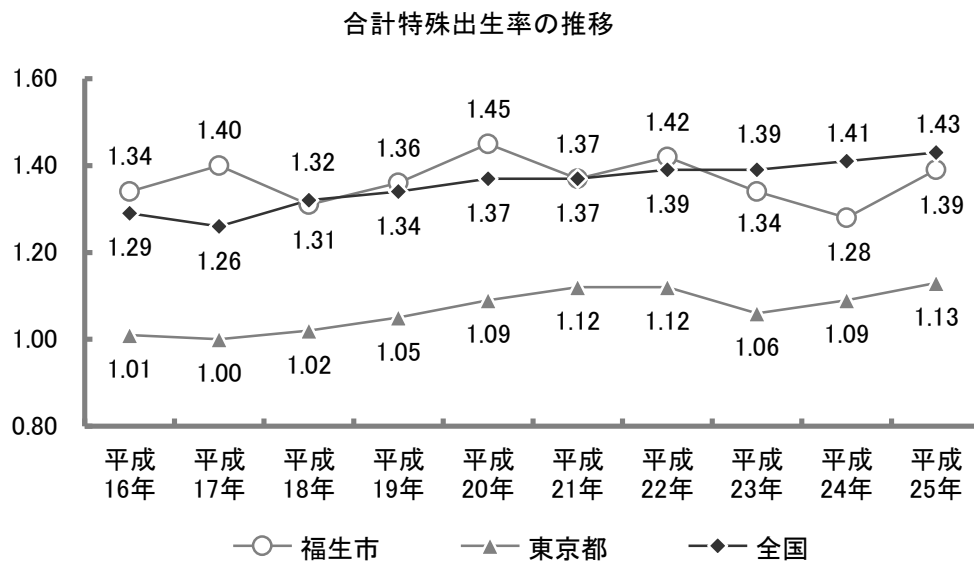
1 級	2 級	3 級	計
28	225	120	373

資料：中部総合精神保健福祉センター（平成 26 年度）

4 児童の状況

(1) 合計特殊出生率

女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、平成17年には全国で1.26、東京都で1.00、平成24年には本市で1.28まで下がっていましたが、全国・東京都平均では平成18年から増加傾向にあり、平成25年には全国で1.43、東京都で1.13、本市で1.39となっており、本市は全国より低いが、東京都よりも高い合計特殊出生率を示しています。



資料：人口動態統計

5 第2期計画の取り組み状況

(1) 施設のバリアフリー

保育所、児童館、図書館等不特定多数の者が利用する施設等において、乳幼児及びオムツ替えのための施設設備「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進するとともに、市民に「赤ちゃん・ふらっと」の所在を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境の整備を推進してきました。

また、その他に歩道のバリアフリー化や景観に配慮した電線類等の地中化、歩車共存の道路整備を進めました。

教育施設においては、だれでもトイレの設置や便所段差の解消を市内の小中学校で実施したほか、地域会館（図書館）の老朽化による改良事業に伴い、バリアフリー化を図るなど、公共施設のバリアフリー化を進めました。

(2) 心のバリアフリー

職員個々のバリアフリー意識の徹底を図るため、市職員研修などを実施するとともに、にじのはらっぱボランティアの活動への支援に継続して取り組みました。

また、障害者との交流の促進を図るため、室内での事業や七夕民謡パレード、とん汁大会、三市交流事業などを実施し、地域の中での交流や相互理解を深めました。

(3) 情報のバリアフリー

窓口のある全ての課における筆談用紙の設置や高齢者・障害者を含む多くの人々が利用しやすいよう配慮したホームページの作成など継続して実施しました。

その他、防災行政無線戸別受信機を聴覚障害者、土砂災害特別警戒区域居住者、難聴地域居住者へ貸与し、災害に関する情報のバリアフリー化に取り組みました。

外国人に対しては、日本語能力が不十分な外国籍の相談者が母国語で相談できるように、日本語通訳者を活用して、相談の充実を図りました。

(4) 施策のバリアフリー

身体障害者等社会参加促進を図るため、市施設の使用料の減免や入場料の免除、障害者手帳所持者に対する公共施設等の使用料の免除等を実施しました。

その他、高齢者・身体障害者等の社会参加促進を図るため、交通弱者を対象としたアクセス手段として、福祉バス路線、バス停等の一部見直しを行い、市内福祉施設等へ送迎するバスを継続して運行しました。



第3章

計画の基本的考え方

1 基本理念

「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」という言葉からは、直接的には「高齢者」や「障害者」を連想します。しかしながら、その根底にあるのは、「生命に対する尊厳」、「すべての人が助け合いながら、共に生きていくべきである」という考え方です。

これまで、障害のある人も、また幼い子どもから高齢者まで、すべての人が自由に安心して行動できる社会をつくり、すべての人が自治体の一員として等しく行政サービスを楽しむことを目指し、バリアフリー推進計画の基本理念を「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」とし、市民一人ひとりが互いを尊重し合い、ハード・ソフト両面から社会に存在するバリア（障壁）を取り払う取組を進めてきました。

地域社会の少子化、高齢化が進み、また、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大など、社会情勢の変化による新たな課題に対応し、多様化した市民ニーズに配慮しながら、すべての市民が利用できる行政サービスの提供や都市基盤整備が一層求められてきています。

その中で、すべての市民が道路や駅を円滑に利用し、支障なく買い物や病院などへ通院できる環境をつくっていくことは、まちづくりにとって、重要な要素のひとつです。

超高齢社会の到来や誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりへの関心の高まりなどを受け、ユニバーサルデザインの理念も踏まえて、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現をめざし、これまでの基本理念を本計画においても引き続き継承し、バリアフリー等推進の目標としていきます。

【基本理念】

『市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち』

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な推進を図ります。

基本目標 1. 施設のバリアフリー等

道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

基本目標 2. 心のバリアフリー等

すべての人の人権を尊重した上で、市民が互いを理解し、すべての市民が安心して社会と関わることができるまちをめざします。

基本目標 3. 情報のバリアフリー等

市民のだれもが発信する情報を適切に受け取れるよう、特に情報を得ることが困難な市民のために、情報手段に配慮した取組を進めます。

基本目標 4. 施策面等におけるバリアフリー等

市が進める施策や事業を実施する場合には、特定の市民を対象とするものを除き、市民のだれもが参加し、または利用できるよう、施策面等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します



1 道路

【現状と課題】

①道路の状況と分類

本市の道路率(行政面積に対する道路総面積の割合)は10.93%と三多摩地区の平均値や東京都全域の平均値を大幅に上回り、舗装率もほぼ100%です。

しかしながら、幅員5.5m未満の市道も多く、歩道が設置されている市道は約20%(市道総延長に対する割合)で、防護柵が設置されている道路の割合が同じ約10%という状況です。市域には幅員の狭い生活道路が密集している状況となっています。

市内の道路を大きく分類すると、国道16号や新奥多摩街道など「歩道のある幅員の広い幹線道路」、旧奥多摩街道や旧五日市街道など「簡易な狭い歩道のある幹線道路」、「歩道のない地域内生活道路」、「歩行者専用道路」の4つに分けることができます。このうち、「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、車いす利用者にとって、最も通行に支障があります。

②狭い道路、狭い歩道の改善

市道の多くを占める「歩道のない地域内生活道路」は、歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等の安全確保のため、車両のスピード抑制、歩行者通行空間の明示など、歩行者の通行を優先する道路整備を進めることが課題となっています。また、防護柵、カーブミラー、安全標識、電柱等が車いす利用者の通行に支障となる場合もあり注視していくことも必要です。

「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、マウンドアップ部分の改良工事がほぼ終了し、改善が図られていますが、車いすでの利用には幅員が狭く困難な状況も残っているため、歩道の拡幅やセミフラット化が今後の課題となっています。

なお、「歩道のある幅員の広い幹線道路」については、平成20年度より田園通り(市道幹線Ⅱ-18号線、市道幹線Ⅱ-20号線)、加美立体通り(市道幹線Ⅱ-19号線)など、歩道の拡幅、セミフラット化を進めています。

③連続性と計画的整備

市内すべての道路のバリアフリー化を図るには多額の経費と長い年月が必要であり、現状では不可能に近い状況です。そのため、例えば駅から主要な公共施設までの経路など、路線の重要度や緊急性を考慮して集中的に整備し、車いす利用者が目的地に支障なく到達できる経路を、最低限でもひとつは確保する取組が必要です。

なお、道路管理は、国、都、市の三者が所管し、鉄道、バスなどの公共交通機関も関係していることから、整備推進の手法については、関係機関相互の十分な検討、調整が必要です。

④駅周辺の道路状況（道路から鉄道駅へのアクセス）

拝島駅では、平成 17 年度から福生市、昭島市及び鉄道事業者により南北を連絡する自由通路と橋上駅舎の整備工事を施工し、平成 21 年度にすべての工事が完了しました。南北を連絡する自由通路は、エレベーター及びエスカレーターが設置され、車いす、ベビーカー利用者や高齢者の方など利用者の利便性が向上しました。

現在は昭島市による南口駅前広場地下を利用した自転車等駐車場、南口駅前広場を含む昭島都市計画道路 3・4・2 号江戸街道線の整備が進められています。

牛浜駅は、昭和 36 年の開業以来 50 年以上が経過し、駅舎及び通路の老朽化が進んでいました。地元や利用者などからバリアフリー化の必要性が高まり、平成 23 年度から福生市と鉄道事業者による駅舎及び自由通路の整備を行い、平成 24 年度に駅前広場を含むすべての工事が終了しました。東西を結ぶ自由通路はエレベーター及びエスカレーターが設置され、利便性が大幅に向上しました。

東福生駅は、乗降客数が 3,000 人（想定数）を超え、エレベーター設置の対象となりました。今後、エレベーターの設置などのバリアフリー化に向けて鉄道事業者と協議をしていく必要があります。

熊川駅は駅舎や駅周辺の道路も含めスペース的な問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

⑤バス停留所のバリアフリー化

最近では、高齢者や障害のある人のバスの乗り降りに支障がないよう、ノンステップバスの導入が進められていますが、バス停留所が未整備の場合は、せっかくの車両整備も効果がありません。このため、道路の整備に併せて、バス停留所のバリアフリー整備が必要です。

【施策の方向】

だれもが利用しやすく、出かけたくなるような道路づくりを進めます。

【主要施策】

◆歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

道路等の歩行空間の整備にあたっては、平坦性と連続性の確保に努め、特に交差点や車の乗り入れ部分の傾斜、段差などの解消に配慮し、歩行や移動に困難が伴う市民の立場に配慮したきめ細かな対応を図ります。

項目	内容
①歩道の整備	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者、障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。
②簡易な歩道がある道路の整備	簡易な歩道がある準幹線道路のマウンドアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるかまたは両側にあるかなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。
③幅員の狭い生活道路の整備	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるよう、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージランプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間をはっきりと明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等の設置は車いす利用者の通行も考慮しその設置に注意を払います。
④バス停留所の整備	高齢者、障害のある人やベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。
⑤休憩スポット、ベンチ等の整備	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置を配慮します。
⑥バリアフリー対応型信号機の整備	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。

項目	内容
⑦道路標識等案内表示の設置	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。
⑧事前確認の徹底	道路の新設、改修等の設計、道路占用許可などにあたっては、歩行者、車いす利用者にとって移動しやすい道路になるかどうかを事前に確認したうえで、整備に着手するようにします。 このため、整備前の確認を行うための確認表(チェックリスト)を作成します。
⑨道路占有者、市民への啓発	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。

◆区域等を定めた道路づくり

項目	内容
①福生駅を中心とする区域の整備	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。 また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。
②牛浜駅を中心とする区域の整備	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。
③拝島駅を中心とする区域の整備	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。
④熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。

◆幹線道路のバリアフリー整備

連続性のあるバリアフリールートを確保するためには、市内の幹線道路のバリアフリー整備が重要であるため、市道幹線について、道路の状況に応じ、順次バリアフリー化を図ります。

また、国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。

◆市民参加による道路のバリアフリー等

項目	内容
①看板、商品その他物品の撤去	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。
②放置自転車等の根絶	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。 特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。
③自動車の駐車、停車及び運転マナー	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。
④樹木、植栽等の剪定	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。

◆道路整備計画の策定

道路のバリアフリー整備を進めるにあたっては、現在の道路の状況を把握したうえ、緊急度、優先度を検討し、「道路整備計画」を作成します。

また、整備に関する財源を確保するため、可能な限り、国や都の各種補助金、交付金を活用した整備に努めます。

◆関係機関との連携と協力

道路のバリアフリー整備に際しては、国道を管理している国土交通省相武国道事務所及び都道を管理している東京都西多摩建設事務所、並びに東京都公安委員会、公共交通機関、道路占用者等との連携、協力が必要であるため、関係機関等と十分協議しながら、計画的に市内道路のバリアフリー等に努めています。

2 駅

【現状と課題】

福生駅については、平成 16 年度に東口のペDESTロリアンデッキやエレベーターの整備に引き続いて駅構内のエレベーター及びだれでもトイレも設置され、西口のプチギャラリーのエレベーターと併せ整備が完了しました。

牛浜駅については、平成 23 年度から整備工事を開始し、東西を結ぶ自由通路の整備とエレベーター、エスカレーターの設定によるバリアフリー化を行い、平成 24 年度に整備が完了しました。

拝島駅については、南北の自由通路の設定及び駅舎の橋上化に伴うエレベーター、エスカレーターの設定等、バリアフリー対応を進めました。平成 20 年度には、南口階段部の整備を行い、同 21 年度には自由通路工事が完了しました。また、平成 26 年度には八高線乗りホームに昇降式ホームドアが設置されました。

しかしながら、熊川駅及び東福生駅については、まだエレベーターやエスカレーターが未設置であり、高齢者、障害のある人等が駅を利用する際には支障をきたしています。今後、エレベーターの設定などのバリアフリー化に向けて鉄道事業者と協議をしていく必要があります。特に、熊川駅については、駅舎や駅周辺の道路も含めスペース的な問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

【施策の方向】

すべての市民が、鉄道駅を支障なく利用できるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。

【主要施策】

◆駅の整備の推進

項目	内容
①福生駅等の整備	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせさらに整備を進めます。
②牛浜駅の整備	牛浜駅は平成 24 年度に東西を結ぶ自由通路が完成し、市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。
③東福生駅の整備	エレベーターの設定などバリアフリー化に向けて検討を行います。
④熊川駅の整備	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設定など現状で対応可能な整備を進めます。

◆鉄道事業者への要望、要請

駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めていきます。

◆バリアフリー法に基づく基本構想の作成

駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。

3 市の建築物

【現状と課題】

平成 24 年度に、わかざり会館改良工事を実施し、身体障害者対応のエレベーター（11 人乗り）の新設をはじめ、授乳室やだれでもトイレの整備、フロアの段差解消などバリアフリー化を行いました。平成 26 年度のわかたけ会館改良工事においても同様の整備を行いました。

また、平成 22 年度第二中学校、平成 23 年度第四小学校、平成 25 年度第一中学校、平成 26 年度第三小学校において便所改良工事に伴い、段差解消等のバリアフリー化を行いました。

以下、建築物の箇所ごとの一般的な課題を示します。

① 駐車場の整備

駐車場の整備は、障害のある人の社会参加を促進するうえで重要な項目です。市の建築物の各施設には障害者用駐車スペース、おもいやり駐車場の確保が必要です。

② 出入り口（主要な出入り口）の整備

現在手動式となっている施設の主要な出入り口については、順次、自動ドアを設置します。

また、その他の出入り口についても、大規模改修を行う場合、最低 1 か所に自動ドアを設置します。

③ 出入り口（その他の出入り口）

出入り口の有効幅は、85cm 必要ですが、既存施設の多くは、出入り口の幅が 80cm となっています。車いすの幅が 50cm 前後であり、またエレベーター扉の有効幅が 80cm であることを考慮すると、現実としては、改善に多額の工事費が必要なため、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。

④ 廊下（屋内通路）

廊下の有効幅が確保できず、手すりが設置されていない建物が見受けられますが、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。

⑤階段

警告用の点状ブロック(床や踊り場の平坦部分と階段の境を示す表示板)が未整備な施設があるため、整備が必要です。

⑥エレベーター

エレベーターの設置は、建物のバリアフリー化を進めるうえで、最も必要とされる整備であり、市民からの要望が多い項目です。このため、今後も施設の状況に応じて、順次整備していく必要があります。

⑦トイレ(だれでもトイレ)

公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設では、だれもが支障なく利用できるトイレの設置が必要です。このため、市では「だれでもトイレ」の設置や一般用トイレのバリアフリー化を進めていますが、現状としては、公衆便所の整備が遅れています。また、「だれでもトイレ」があるにもかかわらず、案内表示がわからない、気づかないことで、併設の一般用トイレを利用してしまう状況も見られます。

なお、これまでに設置してきた障害者用トイレには、子育て支援の観点から、幼児を連れた人が利用しやすいよう、ベビーベッド、ベビーチェアの併設を進めていく必要があります。

⑧トイレ(一般用)

一般用のトイレのバリアフリーは、和式便器の洋式化や手すりの設置、水道栓の自動化等が主な内容で、一般家庭に洋式便器が普及していることや比較的容易に整備できることから、早期の整備が可能です。

ただし、床段差の解消や大規模な改修工事を伴う場合は、施設全体のバリアフリーに配慮した設計が必要です。

⑨観覧席・客席

市の建築物の中で観覧席・客席があるのは、屋外体育施設を除き、市民会館と中央体育館です。

市民会館は、集団補聴設備を除き、施設整備基準を満たしています。大規模な改修工事が行われる際には、集団補聴設備設置についても検討します。

また、中央体育館については、観覧席の整備を含め、施設全体のバリアフリー化が必要です。

⑩子育て支援環境の整備（授乳、おむつ替え等）

授乳及びおむつ替えの場所など、乳幼児をかかえる子育て世帯のための設備は、子育て支援における環境整備のひとつです。現在授乳室が整備されている施設は、市役所、保健センター、子ども応援館、児童館、市民会館、わかぎり会館、わかたけ会館など一部の施設のみです。専用スペースの確保などの問題もあるため、施設の改修等に合わせ整備することが必要です。

⑪体育施設の整備

現在、車いす利用者が野球、テニス、サッカー、陸上競技やインドアスポーツなどのスポーツを観戦しようとしても、観戦する場所やそこに至るまでの敷地内通路が完全には整備されていない状況が多く見られます。車いす利用者がスポーツに参加する場合やスポーツに興味がある場合、また、家族や知人が競技に参加する場合などは、出かけて観戦し、応援したいものです。

また、体育施設を利用したイベント等が催されることもあるため、高齢者や障害のある人等が支障なく施設を利用できるよう、配慮が必要です。

市では、平成 21 年度に市営競技場の整備を、平成 21・22 年度には市営福生野球場の整備を行い、車いす利用者専用の観戦スペースの確保やだれでもトイレの新設をし、平成 24 年度は市営プールのスロープ修繕、平成 26 年度には中央体育館の手すり修繕など、老朽化した施設の修繕を行いました。今後も他の施設について順次整備を進めていくことが必要です。

【施策の方向】

市民のだれもが支障なく利用できるよう、市の建築物を整備します。

【主要施策】

◆施設の設置及び改修等

新たな施設を設置し、または改修しようとする際には、ユニバーサルデザインをめざしたバリアフリーの徹底を図るとともに、道路と敷地の接続部分や建物の出入り口部分までへの通路、障害者用駐車スペースの確保等に配慮し、道路との一体的な整備を図ります。

◆主な整備施策

項目	内容
①敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人が道路から建物の入り口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。
②障害者用駐車スペース等の確保	建物入り口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。
③段差の解消及び手すりの設置	建物入り口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。
④トイレの整備	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、「だれでもトイレ」を設置します。また、利用者が分かりやすいように、「だれでもトイレ」の表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。 なお、一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置き式のもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。
⑤標示・誘導の改善	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。 また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。
⑥出入り口(主要な出入り口)の整備	現在手動式となっている施設の主要な出入り口については、順次、自動ドアを設置します。 また、その他の出入り口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。
⑦エレベーターの整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。

項目	内容
⑧観覧席・客席の整備	観覧席・客席については、出入り口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。 また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者、障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。
⑨子育て支援環境の整備 (授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。

◆体育施設の整備施策

項目	内容
①敷地内通路のバリアフリー	高齢者、障害のある人等の施設利用、観戦・見学等に配慮し、敷地内通路のバリアフリー化を図ります。
②観戦スペースの確保	車いす利用者専用の観戦スペースを確保します。
③だれでもトイレの整備	全体育施設において、だれでもトイレを整備していきます。
④シャワー室の整備	今後の施設の改修計画に合わせ、だれでも使用できるシャワー室の設置に努めます。

4 都市公園

【現状と課題】

公園の整備手法には、遊び場としてのおもしろさと安全性・緑地保全を目的とした整備や、子どもたちの冒険心を高める方向での整備とバリアフリー等に着目した整備など、相反する整備手法が存在しています。

また、市では、多摩川の自然の形態を利用した5つの大規模公園を設置していますが、これらの公園のうち4つについては、国から占用許可を受けて設置しているため、形状変更が容易でない場合もあります。

このため、様々な制約、条件のもとでどのように公園を整備していくかを市民と共に考え、だれもが利用できるバリアフリーの都市公園をめざす必要があります。

平成20年度に、公園整備計画方針に対するアンケートを実施し、参考にしてみましたが、今後も市民の声や地元の町会等、いろいろな方からの意見に耳を傾けながら事業を推進していきます。

【施策の方向】

だれもが行きたい公園づくりを進めます。

【主要施策】

項目	内容
① 出入り口や園路の整備	出入り口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ（傾斜路）や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めていきます。
② 遊具の整備	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めていきます。
③ トイレの整備	「だれでもトイレ」を設置するなど、高齢者、障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めていきます。
④ 障害者用駐車スペースの確保	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。
⑤ 憩いの場の整備	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めていきます。
⑥ 「公園ボランティア制度」の実施	「公園ボランティア制度」を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。
⑦ 「公園・緑地整備計画」の策定	公園・緑地 75 か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。

5 学校教育

【現状と課題】

①学校施設の整備

児童・生徒や教職員が病気や負傷等により、車いすを使用する状態になった場合には、階段の利用や段差がある場所での移動が困難になります。これまでも、車いす利用の児童が通常の学級に通っている例がありました。

肢体不自由児の教育については、障害の程度により機能回復訓練や指導者の専門的知識が必要であり、施設整備面も含め、通常の学級での学習には困難が伴うことから、一般的には、特別支援学校へ通学せざるを得ない状況があります。しかしながら、障害の程度には個人差もあり、就学に関する選択肢は、施設の整備状況に左右されることなく、児童・生徒本人にとって、最善の選択がなされる必要があります。そのため、学校施設については、昇降設備の設置をはじめとするバリアフリー対応が不可欠です。

②人権教育の推進

子どもたちが人権教育の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむために、人権教育及び心の教育を推進しています。

【施策の方向】

学校施設のバリアフリー化に努めるとともに、高齢者や障害のある人等への理解と思いやりの心がはぐくまれるよう、教育活動を推進します。

【主要施策】

項目	内容
①人権教育の推進	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。
②身体的な障害のある児童・生徒の受け入れ	身体的な障害のある児童・生徒が市の小・中学校の通常学級や特別支援学級での指導が受けられるよう体制を整えていきます。
③学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月）」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。

6 生涯学習

【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の理念や「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」という言葉は、一定程度市民に浸透してきたと思われませんが、まだほとんどの人の認知を得ているとまでは言えません。

また、高齢者や障害のある人等が道路を横断したり、買い物中に店の棚から商品を手を取ったりすることなどには、困難が伴うことがあります。高齢者や障害のある人の実生活においては、外出等に支障があると感じて困っている人がいるのは事実であり、身体的、その他の理由により自分は差別されていると感じる人がいるかも知れません。

施設の整備面とは別に、人を差別する心や人に対する冷たさは心のどこかにだれもが持っているものかも知れません。現実には、すべての人が困っている人を助けたり、だれに対しても平等に接したりすることができるかとなると、これはなかなか難しい問題です。施設面におけるバリアフリー等を推進しても、「まち」を完全なバリアフリーにすることには限界があります。現実には、困っている人への「思いやり」や「やさしさ」、「手助け」などが必要です。

また、施設面でのバリアフリーにも、単なる義務感のみならず、「心」が必要です。「心」がなければなかなか施設の整備に着手することはできない場合が多く、バリアフリーの整備がなされたとしても、施設の利用者にとって真に利用しやすいものになるかと言うと、結果として配慮に欠けた部分が残るかも知れません。そうした意味からすると、施設のバリアフリーのみをもって、バリアフリーを推進することはできません。

さらには、障害のある人が積極的に参加できる社会環境が未成熟であることが問題点として挙げられます。すべての人が平等に参加できる社会の実現が求められています。市では、公民館で障害のある人の社会参加に向けた青年学級『にじのはらっぱ』を開催しているほか、地域事業への参加やスポーツ振興を図るため、水泳教室等のスポーツ教室の開催やスポーツフェアでの参加しやすい競技の実施を推進しています。

今後も、『第2期福生市生涯学習推進計画（修正後期）』等に基づいて、参加しやすいプログラムの提供や情報通信技術の活用を図り、様々な学習の機会や場を提供していく必要があります。また、障害のある人が地域活動に参加できるよう関係機関に働きかけ、地域住民との交流を図っていく必要があります。障害のある人等が豊かな地域生活を営むことができるよう、地域交流やスポーツ等の機会を充実するとともに、それらの活動に参加しやすい条件整備に努めます。

【施策の方向】

市民一人ひとりが「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」をめざし、互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現をめざします。

【主要施策】

項目	内容
①生涯学習環境のバリアフリー推進	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習環境のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。
②高齢者・障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているスポーツ教室やレクリエーション事業、パソコン教室などをはじめとする教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者・障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。
③「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の普及	<p>ア 学習講座の開催</p> <p>「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」を普及させるため、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。</p> <p>イ ポスターの作成、掲示等</p> <p>ポスターの作成、掲示等により、市民へ「心のバリアフリー」「心のユニバーサルデザイン」という言葉や内容をPRし、バリアフリー等についての啓発に努めていきます。</p> <p>ウ ホームページへの掲載</p> <p>本計画の内容を市のホームページに掲載し、その中で「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」をPRします。</p>
④ボランティア活動の推進	高齢者、障害のある人へのボランティア活動を推進し、「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」へ通じる市民の心を育てていきます。
⑤情操教育の充実	幼稚園、保育所や児童館事業を通じて、幼児期からの情操教育に努めていきます。
⑥高齢者、障害のある人との交流の促進	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設等の高齢者、障害のある人との交流を奨励するとともに、青少年育成地区委員長会をはじめ、地域の団体、グループなどの高齢者、障害のある人との交流を奨励していきます。

7 市民参加

【現状と課題】

市の公共施設と同様に、不特定多数の人が利用する民間事業所、店舗等についても、バリアフリーの整備がなく、高齢者や障害のある人等の日常生活に支障をきたしている場合があります。

バリアフリー整備については、市民へ「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の理解を深めるため、普及・啓発を図ることが不可欠です。バリアフリーに関する情報提供の充実を図っていくことです。

バリアフリーの推進には、民間事業者でも行政でも、高齢者や障害のある人等への配慮がまず必要であり、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例」の遵守も必要です。しかしながら、これらの法令は、必ずしも守られていない状況もあり、事業者も法令を十分に理解し、かつ遵守することが必要です。

また、「まち」の施設面におけるバリアフリー等を完全に達成することはほぼ不可能であり、市民がハンディキャップのある人たちへの思いやりを持ち、高齢者や障害のある人等が外出する際には、状況に応じて配慮や手助けをすることが必要となる場合がしばしばあります。

【施策の方向】

市民一人ひとりが「思いやり」の気持ちを持って、ハード・ソフト両面から「まち」のバリアフリー等を推進します。

【主要施策】

項目	内容
①市民への普及・啓発	市民への「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の普及・啓発を図ることにより、高齢者、障害のある人等への「思いやり」意識を高め、ハード・ソフトの両面から「まち」のバリアフリー化を推進します。
②近隣の高齢者や障害のある人等への配慮	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。

項目	内容
③身体障害者補助犬同伴者への理解の促進	「身体障害者補助犬法」(平成 14 年法律第 49 号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。
④市民の意見要望等の把握	新たな施設を設置し、または既存施設のバリアフリーを図る場合は、障害者団体をはじめ、地域住民等の意見要望等を把握し、事業を実施します。
⑤危険箇所の連絡の依頼	市内の道路、公共施設等で、高齢者、障害のある人等の移動に際して、早急に改善が必要となる危険な箇所等がある場合は市に連絡してもらうよう、広報等で市民に協力を求めます。
⑥「商店街振興プラン」の推進	民間事業者に協力を要請し、『福生市商店街振興プラン』の記載内容を促進して、市民や来街者が安心して買い物できるようバリアフリーの取組を進めます。

8 組織の対応

【現状と課題】

バリアフリー施設整備については、「東京都福祉のまちづくり条例」を遵守し、各事業の計画に基づき整備されている状況です。また、市の各施設の施設整備担当者や施設管理担当にも、バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解が図られてきています。今後も連携し、更なる意識の向上を図って行く必要があります。

また、施設整備の面ばかりではなく、情報提供や事業などを進めていくうえでも配慮が必要な部分があります。特に、バリアフリーの情報は、一人ひとりが把握し、組織的に進めていくことが重要です。職員が「心のバリアフリー」や「心のユニバーサルデザイン」といった言葉の意味を一層理解し、全庁を挙げてバリアフリー対応に取り組むことにより、市民や民間事業者の模範となる必要があります。そのため、市の職員一人ひとりが高齢者や障害のある人などへの理解を深め、「施設」「心」「情報」「施策面等」におけるバリアフリー化を積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

職員がバリアフリー化やユニバーサルデザインについての共通認識を持ち、全庁を挙げてバリアフリー対応を推進します。

【主要施策】

◆施設のバリアフリー等

項目	内容
①バリアフリー意識の徹底	本計画書の配布、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の配布により、施設整備担当者、施設管理担当者をはじめ、すべての職員に対し、高齢者や障害のある人等への配慮、バリアフリー意識の徹底を図ります。
②施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。
③設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。

◆心のバリアフリー等

項目	内容
①窓口への案内など	高齢者や障害のある人をはじめ、窓口を探している市民を見かけた場合は、積極的に声をかけ、窓口の場所へ案内するなど、気配り・目配り・心配りに心がけサービスの向上に努めます。また、市役所においては「総合窓口カウンター」によるワンストップサービス及びフロアマネージャーによる窓口案内や手続きの支援を行います。
②エレベーターがない施設における対応	<p>階段の利用に支障のある高齢者・障害のある人・乳幼児を連れた人などがエレベーターのない施設の2階以上にある窓口・事務室等を訪れるときは、担当者が1階に出向き、市民の用件に対応するよう徹底します。</p> <p>このため、2階建て以上のエレベーターがない施設においては、状況に応じて職員が市民に声をかけるよう徹底し、階段の利用に支障がある市民には、1階の職員に声をかけていただくよう周知します。</p>
③市民の会議室等の利用の支援	施設の2階以上に設置されている会議室等を、階段の利用に支障のある高齢者・障害のある人・乳幼児を連れた人などが利用する場合には、職員が介助、移動の手助けをします。

◆情報のバリアフリー等

項目	内容
①わかりやすい情報提供の配慮	<p>広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供する際には、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。</p> <p>また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実を努めていきます。</p>
②災害情報のバリアフリー化等の推進	災害時においては、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。
③視覚障害者・聴覚障害者への情報サービスの充実	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視聴覚障害者への情報サービスの充実を図ります。
④ホームページのバリアフリー化等	高齢者・障害のある人を含む多くの人々が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。
⑤福祉サービスガイドブックの作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。
⑥バリアフリーマップの作成	全ての人が外出する際の参考となるよう、「バリアフリーマップ」の作成に取り組みます。

項目	内容
⑦図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な方について、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料（点字図書館、市外図書館借用資料含む）の郵送サービスも実施します。
⑧対面音訳の実施	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。

◆施策面等におけるバリアフリー等

項目	内容
①だれもが参加しやすい事業等の実施	事業等の実施にあたっては、計画の段階から、だれもが参加しやすいよう、配慮に努めます。
②要配慮者・避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。
③手話通訳、盲ろう者通訳研修等への職員派遣	手話通訳や盲ろう者通訳の研修等へ職員が参加しやすい職場環境をつくり、研修への職員派遣に配慮していきます。
④障害のある人の支援	<p>ア 使用料の減免、入場料の軽減</p> <p>障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。</p> <p>イ 障害者団体等への支援</p> <p>障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。</p>

(3) 高齢者、障害のある人等への配慮 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

施設の整備のほか、高齢者や障害のある人、また外国籍の人等が円滑にサービスを受け、または買い物などができるよう、案内板、看板、商品価格、サービス料等のわかりやすい表示に努めるなど、市民が利用しやすい事業所、店舗等をめざした環境づくりへの配慮を求めています。

(4) 行政への協力 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

市その他公共機関が実施するバリアフリー等関連施策への協力を求めています。

3 市民の役割

(1) 心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 人権啓発の取組

地域での活動、市民活動等を通じて、一人ひとりの個性や特性を尊重できるよう、明るい地域社会の実現をめざして、啓発に努めています。

② 思いやりと配慮

市民が外出した際に困っている様子がある場合には、声をかけるなど、状況に応じた思いやりと配慮のある対応について啓発に努めています。

また、地域の高齢者や障害のある人への日常における支援や地域の行事等への参加の配慮について、協力を求めています。

(2) ルールとマナーの遵守 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

① 放置自転車等の根絶

道路上への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないよう、協力を求めています。

② 自動車の駐車、停車及び運転マナー

歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、「道路交通法」（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、協力を求めています。

5 計画の進行管理

(1) 各部局の連携

本計画の推進にあたっては、各部局が連携・協力し、全庁を挙げて取り組みます。

(2) 「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」の設置

本計画を効果的・効率的に推進するとともに進捗状況の把握、管理を行うため、庁内に「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」を設置します。

(3) 進捗・達成状況の公表等

計画の進捗、達成状況は、「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」が毎年度調査し、その結果を「福生市地域福祉推進委員会」に報告して協議します。また、「福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議」の庁内自己評価と併せて市民に公表し、施策の一層の充実を図っていきます。



用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報や情報に関するサービスにたどり着け、利用できることです。

【イメージハンプ】

道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたものです。ドライバーに注意をうながし、自動車の速度を落とさせるために設けます。

か行

【心のバリアフリー、心のユニバーサルデザイン】

本計画において「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」とは、「すべての人に思いやりの心を持って接すること」、「すべての人を差別せずに平等に受け入れる心を持つこと」、「他人の行動や活動を妨害しないこと」といった意味で使います。

た行

【東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月16日平成8年条例第33号）】

この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

な行

【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、「障害のある人を特別視することなく、社会の中で普通に生活できる条件を整えるべきであり、そうした社会をつくり上げていくべきである。」という考え方です。また、「障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中でごく普通に生活できること。」という意味でも使われています。

本計画では、「すべての人が社会の中でごく普通に生活できる権利があり、そうした社会を実現すべきである。」といった意味でこの言葉を使っています。

は行

【バリアフリー】

本計画において「バリアフリー」とは、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が社会生活を営むうえでの障壁（バリア）を除去することを意味します。「バリア」には、施設面などにおける「物理的なバリア」、心や意識の中にある「心理的なバリア」、「情報面におけるバリア」、社会のしくみなどの「制度的なバリア」の4つの領域があるとされています。こうした意味において、バリアフリーは、「ハード」（物理的な面）と「ソフト」（心理・情報・制度面）の両面から取り組むべき社会全体の問題と言えます。言い換えると、人が生きていくための人権に関わる大きな問題です。

具体的には「ハード」の取り組みは、道路や建築物、公共交通施設など、人が移動する際に利用する施設の整備を指し、「ソフト」の取り組みは、すべての人がだれにも妨害されることなく、自由に情報を得て社会と関わりながら、支障なく日常生活を営み、行動できるようにするための取り組みを指しています。

【バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）】

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

【バリアフリー法に基づく基本構想】

バリアフリー法第25条（移動等円滑化基本構想）において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を作成することができるかとされています。

ま行

【マウンドアップ歩道】

歩道部分が車道部分より高い歩道で、自動車等が宅地へ円滑に入れるよう歩道に傾斜を設けているため、歩道の幅員が狭い場合は平坦な部分を確保できず、車いす利用者等にとって通行に支障がある歩道です。

や行

【ユニバーサルデザイン】

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたものです。

バリアフリー関連の用語には「バリアフリーデザイン」と「ユニバーサルデザイン」があります。一般的には、バリアフリーデザインが「でき上がっているもの」の障壁を除去することであり、ユニバーサルデザインが「初めからだれにも支障がないように配慮されたデザイン」と理解されています。